

診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ

神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部，出張所

家庭裁判所の業務に関しましては，日頃から一方ならぬご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，平成12年4月1日から新たに**成年後見制度**が施行され，それまでの禁治産，準禁治産の制度が全面的に改正されました。具体的に申しますと，ご本人の判断能力の程度に応じて，成年後見（従来の禁治産），保佐（従来の準禁治産，ただし浪費者を除く）及び補助（新設）の3類型が設けられました。いずれの類型でも，ご本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ，判断能力の残存の程度に応じて，ご本人の財産を維持管理したり，身上監護の支援を行うなど，ご本人の保護に努めることとなります。

これら3類型のうち，成年後見及び保佐を開始する審判を進める上では，原則として，ご本人の判断能力の状況について，医師による鑑定を行うことになっています（ただし，場合によっては，鑑定をしないこともあります。）。

そこで，ご本人の診断書（成年後見用）を作成されるに際しては，併せて，今後，家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合に鑑定をお引き受けいただけるか等のことについてもお教えいただきたく，別添『**鑑定についてのおたずね**』へのご回答をお願い申し上げます。

なお，主治医の方は，ご本人の症状の経過について最もよく把握しておられますので，精神科のご専門ではなくても，鑑定の依頼をさせていただくことがあります。

鑑定といいましても，精神科の医師に限るわけではありません。内科その他の医師にもお願いしております。

また，成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合には，主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあります。その際には，診療記録の提供等の協力をお願いすることがありますので，ご協力をお願いします。

ご多忙とは存じますが，何卒ご理解，ご協力のほど，よろしくお願い申し上げます。

※1 鑑定をお願いする場合には，後日，依頼書をお送りいたします。

※2 鑑定書・診断書の作成については，鑑定書・診断書作成の手引を用意しております。手引きは，裁判所のホームページからご覧いただけます。

【裁判所のホームページ<http://www.courts.go.jp/>のトップページ「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」の「家事事件」→「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」の順に検索してください。】

なお，鑑定書の書式は通常のものをお使いください（要点式の使用不可）。

※3 ご不明な点については，依頼をした家庭裁判所（後見事件の担当書記官）までお尋ねください。

診 断 書 (成年後見用)

(留意事項をご参照ください)

1	<p>氏名 <small>ありがな</small> _____ 男・女 _____</p> <p>生年月日 明・大・昭・平 _____ 年 月 日生 (_____ 歳)</p> <p>住所 _____</p>
2	<p>医学的診断</p> <p>診断名 _____</p> <p>所見(現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)</p>
3	<p>身体の状態</p> <p><input type="checkbox"/>植物状態である <input type="checkbox"/>植物状態に準ずる</p> <p><input type="checkbox"/>その他 _____</p> <p>日常生活の状況(<input type="checkbox"/>全介助 <input type="checkbox"/>部分介助(_____) <input type="checkbox"/>介助無)</p> <p>発語(<input type="checkbox"/>発語不能 <input type="checkbox"/>発語はあるが有意味言語の発語なし <input type="checkbox"/>発語あり)</p> <p><input type="checkbox"/>特記事項(_____)</p>
4	<p>精神の状態</p> <p>意思疎通 <input type="checkbox"/>できない <input type="checkbox"/>ほとんどできない _____</p> <p><input type="checkbox"/>できる(<input type="checkbox"/>言語 <input type="checkbox"/>動作 <input type="checkbox"/>筆談 <input type="checkbox"/>その他 _____)</p> <p>記憶力 <input type="checkbox"/>自己の年齢(<input type="checkbox"/>回答不可 <input type="checkbox"/>回答可) <input type="checkbox"/> _____)</p> <p>見当識 <input type="checkbox"/>日時(<input type="checkbox"/>回答不可 <input type="checkbox"/>回答可) <input type="checkbox"/>場所(<input type="checkbox"/>回答不可 <input type="checkbox"/>回答可) _____)</p> <p>計算力 <input type="checkbox"/>計算は全くできない <input type="checkbox"/> _____)</p> <p>理解・判断力 <input type="checkbox"/>理解不能 <input type="checkbox"/> _____)</p> <p>知能検査等 <input type="checkbox"/>IQ _____ <input type="checkbox"/>HDS-R(_____ 点)(施行日 _____ 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/>MMSE(_____ 点)(施行日 _____ 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/>施行不能(理由: _____)</p>
5	<p>回復の可能性</p> <p><input type="checkbox"/>ない <input type="checkbox"/>ほとんどない <input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>その他 _____</p>
6	<p>判断能力判定についての意見</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない(後見開始相当)。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するためには, 常に援助が必要である(保佐開始相当)。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するためには, 援助が必要な場合がある(補助開始相当)。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。</p> <p>(意見)</p> <p>判定の根拠(検査所見・説明)</p> <p>_____</p> <p>※CT脳検査など画像診断の結果(_____)</p> <p>備考(本人以外の情報提供者など)</p>

以上のとおり診断します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

担当診療科名 _____ 科 _____ 病院又は診療所の所在

担当医師氏名 _____ ④ _____ 所在 〒 _____

名称 _____
電話番号 _____

診断書作成に当たっての留意事項

神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部，出張所

診断書の作成に当たっては，以下の点に留意してください。

1 「2 医学的診断」について

「診断名」欄には，必ず精神上の障害を記載してください。身体上の障害により生活に支障を生じているだけでは，成年後見制度の対象となりません。

2 「3 身体の状態」について

「植物状態である」とは，以下の6つの症状すべてが固定して3か月以上が経過している状態と考えております。「植物状態に準ずる」とは，それに準じる場合です。

- ① 自力での移動ができない
- ② 自力での食物の摂取ができない
- ③ 自力で排泄ができない
- ④ 意思疎通ができない
- ⑤ 声は出ても，意味のある発言ができない
- ⑥ 目で物を追ったり，認識ができない

3 「4 精神の状態」について

原則として，診断名に応じた知能検査又は心理学的検査を実施し，その結果を記載してください。本人の状態から知能検査又は心理学的検査が実施不能である場合は，その理由を必ず記載してください。

4 「6 判断能力判定についての意見」について

- (1) 裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載してください。4項目のいずれかをチェックすることもできますし，その記載を参考に個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできます。
- (2) 意見が「自己の財産を管理・処分することができない（後見開始相当）」としているにもかかわらず，知能検査等の結果が比較的良好又は知能検査等を

実施しておらず、かつ、「4 精神の状態」欄のその余の項目において、「できる」又は「回答可」にチェックがされている場合が見受けられます。こうした場合、本人の判断能力を何によって後見開始相当と判断されたのかが分からず、再度、詳細な診断書又は鑑定書の作成を依頼することになるかも知れません。そこで、こうした場合には、「判定の根拠（検査所見・説明）」欄に、本人の具体的な病状を記載するなどして、後見開始相当と判定した根拠を記載してください。

(3) 「※CT脳検査など画像診断の結果」欄がありますが、これは、既に同種検査を実施されている場合に、その結果を記載していただく欄です。今回の診断書作成にあたり、新たに同種検査を必要とする趣旨ではありません。

・「**自己の財産を管理・処分することができない(後見開始相当)**」とは

日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度です。

・「**自己の財産を管理・処分するためには、常に援助が必要である(保佐開始相当)**」とは

日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度です。

・「**自己の財産を管理・処分するためには、援助が必要な場合がある(補助開始相当)**」とは

重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい。）という程度です。

・「**自己の財産を単独で管理・処分することができる**」とは

後見、保佐又は補助のいずれにも当たらない程度です。

以 上

鑑定についてのおたずね

神戸家庭裁判所
神戸家庭裁判所管内支部，出張所

この書面を記入される際に、「診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ」
をご参照ください。

1 鑑定について（該当事項に□にチェックを付れたり，記入してください。）

家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合，鑑定を引き受ける。

(1) 鑑定料（検査料・諸経費等は含まない）は_____万円で引き受ける。

（一般的には，3～5万円でお引き受けいただいておりますが，5万円を超
える場合でも10万円以内に収まる費用でお引き受けいただいております。）

(2) 鑑定期間は，約_____日間必要である。

（一般的には，約1か月以内に鑑定書を提出いただいております。）

(3) 鑑定書作成の手引きの送付

希望する。 希望しない。

(4) 書類の送付先

診断書記載の病院等の所在地と同じ。

下記の連絡先への送付を希望する。

病院等の名称

TEL

所在地 〒

(5) 鑑定料の振込先

個人 法人

鑑定を引き受けることはできない。理由（_____）

鑑定を引き受けることができないが，下記の医師を紹介する。

氏名 _____ 病院等の名称 _____

所在地 _____ TEL _____

2 その他，家庭裁判所に対する連絡事項等があれば，ご記入ください。

平成 年 月 日 回答者氏名_____④